



令和元年（2019年）5月8日

太陽光発電設備の設置に関する指導要領 及び技術的取扱い要領を施行しました

立科町では、事業用太陽光発電事業者の皆様へ、町内での太陽光発電設備の設置に関する開発行為が適正に行われることを促すため、「太陽光発電設備の設置に関する指導要領」及び「太陽光発電設備の設置に関する技術的取扱い要領」を施行し、令和元年7月1日以降に工事着手する開発行為に適用します。

1 概要

〈適用される開発行為〉

- ① 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備で、土地に自立して設置されるもの。（住宅の屋根に設置される太陽光発電パネル等は含まない）
- ② 上記であって発電出力が10キロワット以上のもの。

〈指導要綱に基づく手続き等〉

開発基本条例に基づく開発事業計画届の提出に加え、指導要綱独自の部分として、町との事前協議や開発区域への表示看板の設置、また開発行為後には完了届出書の提出が必要です。

2 施行日及び適用日

施行日：平成31年4月1日

適用日：令和元年7月1日

3 その他

指導要綱及び技術的取扱い要領全文は立科町ホームページをご覧ください。
（掲載ページ URL）

<http://www.town.tateshina.nagano.jp/0000001289.html>



立科町マスコットキャラクター
しいなちゃん

立科町公式ウェブサイト <http://www.town.tateshina.nagano.jp>

立科町 企画課 企画振興係
（課長）竹重和明 （担当）齊藤真樹
電話：0267-88-8403
FAX：0267-56-2310
E-mail：kikaku@town.tateshina.nagano.jp